

第一回 國會議院運営委員會議録第七号

昭和二十二年七月二十四日(木曜日)

午後二時五十二分開議

出席委員

委員長 淺沼稻次郎君

理事土井 直作君 理事坪川 信三君

赤松 勇君 森 三樹二君

吉川 兼光君 岡部 得三君

小島 徹三君 廣川 弘禪君

石田 一松君 田中 久雄君

中野 四郎君 林 百郎君

委員外の出席者

衆議院議長 松岡 駒吉君

衆議院副議長 田中 萬逸君

衆議院事務局長 大池 眞君

本日の會議に付した事件

裁判官彈劾法案起草小委員会報告

臨選職物資等に関する特別委員会の設置に関する件

自由討議に関する件

常任委員会の國政調査承認要求の件

議院運営上の問題

午後二時五十二分開議

○淺沼委員長 これより會議を開きます。

○淺沼委員長 第一に議題に供しますのは、各派交渉会において決定をいたしました恩選職物資に関する特別委員會議設置に関する件であります。何か御意見がございますか。

○吉川(衆)委員 これは先日きまつておるのであります。委員の数を二十名として、原則的にはやはり常任委員会その他の特別委員会等の委員の割振りによるといふ内容を認めていく。し

かしながら今の懇談会の席上、中野君から御発言がありましたように、できるだけ各党から参加する方がい

ら、先目の話し合いのごとく社五、民五、自五、國二、第一、農一、共

一という割合でいいと思います。原則は今申しましたように、一應数による割当を立てまして、その中から数を

つて各派が参加する。こういう建前をとるのがいいのじゃないかと思

います。運営委員会も最初から大分型が崩れてきておりました。この結果は同

じでありますから、原則を立てて譲っていく。こういうふうにしたと思

いますけれどもどうですか。

○淺沼委員長 御異議ありませんか。

○淺沼委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○淺沼委員長 それでは委員の数を二十名として、割当は原則的数字を基礎にするが、その数字を基礎として、それぞ

れ譲つて社五、民五、自五、國二、第一、農一、共一、こういうことに決定を

して御異議ありませんか。

○淺沼委員長 御異議がなければさうに決定いたします。それで本議題を二十五日の本會議の傍頭に提出するこ

とに御異議ありませんか。

○淺沼委員長 それでは提出の様式は議長發議にいたしますか、それとも議事進行の動議を出して設置することにいたしますか。

○林(自)委員 議長發議でいいと思

○淺沼委員長 各派共同提案の形において動議の形式をとることに御異議ありませんか。

○淺沼委員長 それではそのようにいたします。

○淺沼委員長 次に先日議長から諮問をされました明二十五日の自由討議の問題については、去る十一日の委員会において、食糧問題ということに答申をいたしておつたのでありますが、なお發言者の数、發言の時間等については未答申のままになっております。これを議題に供します。

○中野(四)委員 その議題の前にちよつとさかのぼつて承りたいのですが、きまつておらないのは、この特別委員会は各派共同提案で結構ですが、委員の指名は明日行いますか、行いせんか。

○淺沼委員長 提案されると同時に、議長の手もとにおいて指名されると思

います。

○中野(四)委員 それまで各派において出しておかなければなりませんね。

○淺沼委員長 そうです。

○林(自)委員 委員長は……

○淺沼委員長 委員長は規定で委員会の互選であります。特別委員は議長指名であります。それで大体話し合いをつけていくということになりましようか——よろしうございますか。

○淺沼委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○淺沼委員長 よければ、自由討議の發言者の数及び發言の時間を議題に供します。御意見はございせんか。

○中野(四)委員 先日自由討議をやつてみて、やはりその効果からみても、林君からも意見があつたようですが、比例順にやつて、社民自とやつておつたんでは何となく偏る傾向がある。客観的にみても効果的にみても、あまりよいように思えぬから、小会派として先に出してくれというけちな料簡でなく、むしろ相当尊重される意見もあるのだから、適當の時間のところに小会派のものを加えるように御考慮を願

えんものではないか。

○坪川委員 今の中野君の御發言に對しましては、私はもつともだと思

○淺沼委員長 今回の問題も繰返されたのですが、小会派の方がその順位がどうしてもまともなところという状態であつたのであります。中野君欠席であつたのであります。

○中野(四)委員 その点は十分相談がつくと思ひます。もし御考慮願へば十分つづけます。

○吉川(衆)委員 その話も先刻私が申しました例の特別委員会のこと、原則的には同じように考えるべきではないかと思ひます。もちろん考慮してくれ

ていられるのですから、それに従つていかれるという点については私もまつた

○中野(四)委員 吉川君の發言、御説の通りであります。原則は一應きまつていられるのですから、それに従つていかれるという点については私もまつた

○中野(四)委員 吉川君の發言、御説の通りであります。原則は一應きまつていられるのですから、それに従つていかれるという点については私もまつた

おるようですから、ひとつお取計らいをお願いしたい。

○小島委員 一体自由討議の際常に小会派が全部発言するという事になつておるのですか。

○浅沼委員長 いや、必ずしもそうではありません。

○林(百)委員 今の吉川君の御意見一應ごもつとありますが、ちよつと形式的にとらわれているのじやないかと思ひます。結局、発言者の数が多いいつても、それ／＼の発言者は基本的には党の意思を表示するわけですから、その党の意思がそこに表明されればそれで十分だと思ひます。ところが多数派というものは、政府に重要なポストを占めて、党の意思は十分に発表されておる。せめて自由討議の際ぐらひは、小会派に発言の機会を與えたらよいと思ひます。しかもやはりそれ／＼特殊な性格をもつておるのだから、その特殊な性格を、せめて自由討議の際ぐらひ自由に表示させるという氣持をもつていただきたい。もちろんわれ／＼は原則を曲げるというわけではないが、それ／＼の寛容さを多数派にもつてもらいたいと思ひます。

○吉川(兼)委員 私は今の林君の氣持は十分わかつております。決して頑固な氣持で言つてゐるのではありません。実は党内で大方やつつけられてゐるのです。小会派は必ず発言してゐるのにわれ／＼は一向発言権がない。しかも今のあなたの言う自由討議であればこそなおさる議員に自由な発言をさせる、何か党を代表する代表演説のよりな場合なら多少譲つてもよいかも知れない、しかしながら自由討議であ

るがゆゑに、議員それ／＼発表の形式はまつたフリーにやらしておるのですから、こういうときにこそ百四十四人を公平にやらしてくれないと困るじやないかというやうなことを言われゐる。今のお話の氣持は十分にわかつてゐるのですが、原則は犯さないやうにして、いま中野君の言つた考慮してくれというものは、そのときの場合にテーマなり何なりとにらみ合せて、そのときになつて考慮するという建前です。つてはいかがかと思ひます。

○森(三)委員 ただいま／＼御意見もありましたが、實際去年からの実情を見ますと、去年はわが党は七十七名だつたのですが、最近に至つても、その七十七名のうち半数の人も発言してゐない。實際は議会で発言してゐない人の方が多いとさ言われてゐる。そうした人々から、小会派の諸君は林君も言われたやうに、い／＼お立場もあつてやられてゐるわけなんだが、共產党のごときは一人の人が五回も六回もやつてゐる人もある。われ／＼は二回出てきてゐるが、まだ本会議で発言したことがない。特に婦人議員のごときはまつたく発言したということはない。しかも幹部が非常に独裁的なやり方だといふことで反対する人も現われてきてゐるのです。だから、党という形からいへば代表してゐるやうな形になるかもしれないが、同じ議員という、一人のメンバーという形からいへば、われも一個の議員である、小会派の人も一個の議員であるという立場からすれば、やはりをうした発言の回数というものが十分に考慮しなければならぬものがあるわけなんです。この点も非常に重大問題であると思ひ

ますから、あしたの自由討議にはそうした点も御考慮願ひたい。今後の自由討議に、小会派の方に毎回発言してもいいと思ひますけれども、やはり先ほど吉川君の言つた事情なども加味すれば、毎回自由討議に参加していただけないやうな場合が起るのじやないかと思ひます。そうした点も委員長において十分御考慮願ひたい。

○石田(一)委員 先ほどの林君の仰せになりましたところは、自由討議は各政黨の政策に基いて代表して自由討議をやるといふやうに解釈しておられたいやうですが、私としては、自由討議というものは、政黨を代表してあそこであるのではなく、議員一人一人として、文字通りフリー・トーキングをやると考へておるのです。その点では、特にこの際政黨を單位として自由討議をやるのじやない、議員一人一人の權利において自由討議をやるのだ、そういうふうには私はこの自由討議の性格といふものを了解しておきたい。特にその点をひとつお含みを願ひたい。

○中野(四)委員 森君の発言を私は決して揚足をとつて言ひのじやないけれども、この問題はこの前も大分議論の盡されて、結果において今の石田君の意見のやうに議員個人々々の立場においてこの発言をせしめるといふ大體の説をとつたやうですから、あまりにむづかし／＼くだら／＼に、原則の点は、吉川君の説はよくわかるのだから、原則は原則として、自由討議の場合には小会派に発言をさせない時があるかもしれないといふやうな話は抜きにして、いま少し涼しい話で、行きたいと思ひが、どうでしょう。

○坪川委員 一應各委員の論議も盡くされたように思ひますので、一應議題をおきめいただき、発言時間をおきめいただき、順位も一應原則通りやつていただきたいと思います。

○浅沼委員長 それでは御相談申し上げますが、順序は別として、一應出演する員数と時間だけきめていただきたかと思ひます。最初に、何人やりま

○吉川(兼)委員 この前は何人やりましたかね。
○浅沼委員長 十七人です。
○林(百)委員 最初は何人ですか。
○浅沼委員長 最初は十三人です。
○林(百)委員 時間は……
○大池事務局長 十分です。
○坪川委員 一應発言者の数は十七名といたしまして、社四、民四、自四、國二、第一、一農一、共一とし発言時間十分としておきめを願ひたいと思ひます。
○浅沼委員長 はかに御意見はありますんか。
○中野(四)委員 その場合に食糧問題というテーマがあるのですから、結局先日の自由討議に關してとか、議會運営に關してというのと同じことで、どうも委員の人が同じやうなところを踏む體みがありはしませんか。たとえば民主黨にしても、社會黨にしても、やはり同じやうなところを歩み寄つてきて、先日のやうに困つた場面が起きやしないかと思ひます。これはどうですか、十七名であらうと人数は一向私どもの方はくだら／＼ませんが、結局先日もこのやうな議題ではまつた／＼範圍が狭いがゆゑに、最後には國政一般にわたつてというやうな議論が出たのです。だからあなたの方の御

都合がこれではよろしければわれ／＼の方は一向支障ない問題だが、御一考を要するのではないかと思ひます。どうか、そんなことはありませんか。
○赤松(男)委員 問題はそうなることとつきの問題にあつて戻りするやうになるが、結局原則論でいくか、それとも若干今のやうな点を加味してなるべく発言時間と與えるやうにするかということになると、まあ與えるということになつて、十七名という事になつたのではないでしようか。

○吉川(兼)委員 十七人でやりますと発言の順位は、やつと七番目は第一議員俱樂部が出てきて、農民黨も共產黨も発言ができないうことになつた。この間十七人でやつたのは、十分を厳守してやればもう少し数は殖やしてやれません。大体今年川君が出ました十七人の案は一應きまつたのですか。
○浅沼委員長 まだきまつておりません。
○赤松(男)委員 十七人はやはり入れてもう方がよい。
○林(百)委員 今坪川さんの言われたやうに、社四、民四、自四、國二、第一、一農一、共一でいいではないですか。そうしてもらいたいと思ひます。それはわれ／＼も赤松さんの言われる通り、しやべりたいからでなく、やはりそれ／＼立場の違つた発言があるから、自由討議も深味があつていいと思ひます。自由討議の、何も名前を出したいから言ひたいではない。
○赤松(男)委員 それはよくわかるが、問題はそうなつてくると党としてやるか、それとも衆議院議員として発言するかということになる。この自由

討論は党を代表してやるのでもなく、また党の立場からやるのではなくて、まったく自由な立場から衆議院議員として発言することになれば、これは四百六十六名ひつくるめて公平に発言の機会を與えてもらいたい。こういうのが党内の支配的の空氣です。それで各派交渉委員は一体何をやってるか、ちよつともわれ／＼に発言の機会を與えぬじやないか、小会派がまた出た、また出たとやられるんです。そういう点も考慮してもらいたい。

○吉川(衆)委員 一應社・民・自五人づつ國協、第一議員俱樂部の順で一通やつてみますか。

○林(臣)委員 この前の本会議を開かないという申合せをしたときには、一應今度は共産党まで発言させようという事で、われ／＼の方も発言者に注意を與え、用意をさせているときですから、今の吉川さんの御意見は私としては賛成できない。

○小島委員 僕は今のところはまだそれ／＼の不平や文句で済んでいると思ふが、事実問題として共産党や何か二重にも三重にも演壇に現われて発言をするというときには、いろいろの不平が出てきて收拾がつかぬことになると思ふ。だから一應共産党までまわつてしまつた場合は、社・民・自の発言がずつと済むまで発言をしないというとならば、今でも引續いて四、四、二、一、一、一というふうな順序で、その代りそのときにはもう発言する機会がこの議会中ではほとんど来ないというのを覚悟してもらふよりしかたがないじやないか。

○中野(四)委員 結局自由討議に農民党と共産党とを除外するという事で

○小島委員 除外するという事ではないが、今、赤松君が言うように、党内においても小会派が全部／＼發言をしてゐるのに、自分の党では全然發言させてもらへぬという不平が出てゐるが、これは今は不平程度ですが、いまに共産党や農民党が二重に發言する者が出てきた場合には、党内事情はそう簡単には片づかない。そんなつた場合にはそれ／＼や背に腹は替へられぬから、小会派には社民自がずつと發言が済むまで、發言の機会を與えないという事になつてもめんどろだから、むしろ小会派が發言するのはよしてこしばらくは遠慮する。しかしまたばつんと入れるというふうな態度に出た方がいんじやないかという事を僕は申し上げたい。

○中野(四)委員 小島君の深謀のほどはよくわかるんですが、それはやはりこの前十二分に議論が盡くされてゐることで、私の恐れて申したことは四・四・四あるいは五・五・五といった場

合に、同じ党の方々の中でも違つた意見が出てくればよろしいけれども、食糧問題として限定されてゐるだけに重複してやりにくくなりはいないかという事を先ほども申したので、この問題はそれで大体済んだと思つてゐるが、この前も運営委員会でも十分に議論をして、きよ／＼と大体御了承を願つたという事で、とにかく原則的にはそれ／＼あつても便宜上こういふふうにしてゆくという建前で、あとの問題だけをお互いに相談を合つたらどうでしょう。私は数の問題はこだわらぬと言つてゐる。ただあとでお困りになるような場合が起つてきやせぬかと思ひま

したので、老婆心によけいなことまで申したのが、はなが咲いたわけですよ。

○坪川委員 私はこの問題を別にしまして、まことに失礼であります、小会派に対して警告という氣持もありませうし、なんでもありませんが、少くともあなたたちの方でありますにも無理なことを言われることによつて、こういう問題が起きてくるんじゃないかと思ふ。議會運営の本質というものは、少くとも各党の謙虚な互譲の精神というやうな氣持がなくてはならぬ。それに對してあなたたちは順位の問題につきましても、まだ員数がきまらぬ前からすぐ要求をされてゐる。そういうやうなことからかういふ問題が出てくるやうな氣持がしますので、その点は十分御反省といつては失礼ですが、お心置きをお願いしたいと思います。

○林(臣)委員 今の坪川氏の意見はよくわかりますが、われ／＼も別に党利党略や私心にとらわれて言つてゐるわけではない。ただ先ほども言ふやうに、自由討議だからまつたく政治的な立場に立つていないと言ひましても、社会党の人が共産党の政策を言えるはずはないし、また社会党の人が自由党の政策を言えるはずもない。だから社会党が五人出れば大体同じことを言ひ、五人が同じことを繰返しても仕方がないと思ひ、實際問題としてはやはり立場の違つた政党の人もところどころ入れて、その問題に対する掘下げをした方がいい。これは實際私心を離れての言葉です。だからわれ／＼はあまりまわつたらこの次あたりは遠慮するということも考えますが、決して私心にとらわれてかういふことを言うのではない。中野さんが先ほど言われ

た人数の問題も同じやうな立場の人が、ずつとやつてゐるはこの前も大体しまいへ行けば聴いていないのです。ああいう愚を繰返さないためにところどころ立場の違つた意見を入れた方が活潑になる、かういふわれ／＼の私心のない、ほんとうの議院運営を思ひかゝるの發言だということを御了解願ひたいと思ふ。

○松岡議長 どうでしようね。中野君が言われるやうに食糧問題と限定すれば、同じ党から言へぬという御心配があるかもしれないが、私の考えでは必ずしもそれは思はない。供出問題だけでもいろいろ問題があろうかと思ふ、食糧管理の問題、配給の問題、いろいろと違つた観点から、それ／＼論議される部面があると思ひます。だからその御心配の必要もむしろないのでないか、私の考えでは、共産党の林君が言われずとも、言ひまでもなく十分考えられておられればこそ、今日までの扱ひが行われておるのだと思ひますが、そこで食糧問題のごときのも、明日一日で打切つてしまふというものの考へ方をしないで、かういふ重要な問題であるのだから、食糧問題をまた次の機会の自由討議の時にやるといふことになるならば、私も全くフリー・トークの氣持で言つておるのです。社会党の人々が強く主張せられ、民主黨の人々が強く主張せられておるに拘らず、私はさつ／＼ばらんに申し上げたいのだが、たとえば前回のフリー・トークと同じやうな都合に、四、四、四という都合に明日は済ませ、次の機会の食糧問題の自由討議に對しては小会派は御遠慮していただく、かういふことも、できるのではないで

いでしやうか。私はそうした方がよいというのではないが、問題が相當重要な問題であるだけに、これは一日で食糧問題の自由討議を打切つてしまふないで、社会党の諸君も自由党の諸君も民主黨の諸君もやりたいのだし、小会派の人にも發言の機会を與えないという文句の出ないやうに同一問題について幾回となく続けた。

○吉川(衆)委員 松岡議長の御發言、まことに立派というか、よい扱ひのやうに思ひますが、私は食糧問題を明日一日に限らず、引續いて自由討議するということを運営委員会御決定になるならば、それを前提として、せつ／＼林さんなり、中野さんの發言もあるし、坪川君も提案を出されたのでありますから、明日の自由討議だけは十七人の場合には、坪川君の言われたやうな制振りにして、その代り必ずもう一度食糧問題の自由討議をやる。その時には小会派の人に發言の機会がなくとも我慢してもらう。かういふやうな扱いであれば、議長の發言に賛成したいと思ひます。

○中野(四)委員 議長から大變味のあつた御言葉ですが、この場合ちよつと私承つておきたいのは、横へ大分話が進んだ感があるのだが、假に統制が自由かというやうな問題が結論的に出てくると私は思ふ。その場合に動議を提出されるやうな場合があれば、これを採決することは當然法規で定められた問題なんだが、もしさういふやうな考へ方では食糧問題の慎重を期せられるというこはたいへん結構なことなんだから、自由討議の時間に小会派が出されて、次の機会の終結を得る場合に小会派の者は全然出されない、決して出る出

ぬの議論をするのでないが、その場合に動議が提出された場合にはこれを採決して、適当に政府はその指示に従つていくというような段階に入つて一向支障ありませんか。

○吉川(衆)委員 どうですか。自由討議の場合に動議とか何かを出すすれば、自由討議にならなくなるはしませんが。

○淺沼委員長 いや、できます。表決は……

○中野(四)委員 国会法にある。

○吉川(衆)委員 そすると、もし二日なり三日なりになつたとすれば、一番最後の日に小会派に発言を許す、最初の一日二日は原則通りに大体やる。締結りのところで小会派に発言を許すというふうな形になるのですか。

○小島委員 動議で決着するといふ場合は、たとえば一つの問題、石炭を國營にするかしないか、米を自由販賣させるかさせないかというふうな、一つの決議し得るテーマがあつた場合のことであり、食糧問題という漠然たる問題で決議を自由討議の途中で出して、そして動議を決定するかしらないかといふことは、党としてのいさゝかな立場もあり関係もある以上、そんなことはできないと思う。国会法で予定している決議というものは、決議し得る問題がテーマになつた場合と僕は理解する。

○中野(四)委員 それは国会法に明らかに制定された問題であつて。そういう制限を受けていないと私は解釈している。

○小島委員 法律というものは何もかも詳しく書いてあるわけではないのであつて、その精神をくまなければなら

ない。決議し得ることがテーマになつていなければ、途中でそんなことをやられて、一つの決議となつて各党を拘束するとなつたら各党とも党の立場というものがあつたら、そんなことは簡単にできやしない。僕はそれはそう理解すべきものだと思ふ。

○吉川(衆)委員 一應先刻申上げましたように、明日の発言だけは小会派を含んだ十七人にしておいて、その後、今中野君のいふような問題が起つた場合にはそのときの扱いにしたらどうか。どういふ討論を誰がするかといふことは、大体その先の発言において考えることにしたらどうですか。

○赤松(農)委員 ちよつと林君に誤解されないように断つておきます。これは別に社会党の代議士会であつて、発言があつていつたわけではなく、誰もやはり発言の機会を得たいし、日頃抱懐する所信、また選挙等で公約しているいさゝかな點を議場を通じて意見を發表したいといふことは衆議院議員として当然だと思ふ。この間の自由討議のあつた日には、実は御承知のように社会党の代議士会が非常にもめた。

もめたといふのは「一つは自由討議の使命について、一つは小会派に発言の機会が多過ぎるというので相当もめたわけ」です。従つて、そういうふうな空氣が社会党の中には非常に強いといふことも十分考慮の中に入れていただきたい。

○林(百)委員 それはよくわかりました。

○田中(久)委員 そこで、先程坪川さん、吉川さんが御説明を得ましたように、前の二回と少し変えてみて、明日はかりに社民自國、社民自國共とい

ふに一遍やつてみたらどうかと思ひますが……

○淺沼委員長 ちよつと速記をとめて速記に移ります。

〔速記中止〕

○淺沼委員長 それでは今議題になつております自由討議の日は二十五日一日ときまつておつたわけですが、食糧問題の重要性に鑑みて、二十五、二十六日両日にわたつて自由討議をやることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 異議なければさよう決定いたします。従つて発言者の数は二十五日十七名、二十六日十八名と決定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 なおその比率は按分によることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 発言の時間は従来通りとするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 それではさよう決定いたします。

○小島委員 二日にわたつて同じ議題で自由討議をした場合に、人数の関係上按分で行くと、小会派もはいるといふことになつてますが、それは必ずしも今後とも二日にわたつて自由討議がされたときに、小会派は必ずはいるのだといふ先例をつくるものでないといふことを、はつきりしておいていただきたい。

○林(百)委員 同時に必ずしも入れないのではないという原則を入れておいてもらへばいいのです。

○淺沼委員長 それでは右のごとく答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 ではさよう決定いたします。

○淺沼委員長 次に常任委員会の國政調査に関する承認の件について議長からの諮問事項があります。事務局長から説明をお願いします。

○木池事務局長 水産委員会から國政調査の承認の要求がまいりまして、調査事項は水産施設に関する問題を調査する。こういう要求であります。同じく水産で魚類の價格及びその集荷配給機構に関する問題、この二つの問題を会期中調査したいという要求が出ております。今一つ治安及び地方制度の坂東委員長からの要求事項は、警察制度、公選知事の権限、北海道総合開発機構及び五大都市特別市制に関する事項、この事項を調査したい。それから文教委員会の松本淳造さんの方から調査事項として六・三制完全実施に関する事項の調査をしたい、こういう三委員会からの要求事項がありますので、これを承認することにお差支えはないかどうか、御検討をいただきたいと思ひます。

○淺沼委員長 ただいま議長から諮問の水産委員会、治安及び地方制度委員会及び文教委員会の國政調査の承認要求については御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員 そういう水産施設に関する調査といふものの対象はどういふことを意味するのですか。それから六・三制完全実施に関する調査といふのですが、そういう調査の対象は一体何ですか。それは各自異議はないでしようけれども、ちよつと漠然として調

査の対象といふものがわからない。

○吉川(衆)委員 それはその委員会に聴くことにしたらどうですか。

○淺沼委員長 それではただいまの國政調査承認要求について議長において承認を與えることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 異議がなければさよう決定して答申することにいたします。

○淺沼委員長 次に裁判官弾劾法案小委員会の報告書が提出されております。私が小委員長をした関係上大体の経過を申し上げますと、小委員会は懇談会を含めて前後四回にわたつて協議を重ね、その間各方面の意見を総合してその起草を終り、ここに成案を得るに至つたのであります。その立案の趣旨、本案の眼目といった点及び成案の内容につきましても、詳細な説明は省略いたしましたので、すでに配付されております報告書によつて、御承知をお願いいたします。次第であります。

なお本委員会といたしましては、小委員会の成案を基礎にこれから審議に臨むわけでありますが、実は小委員会案について関係方面との交渉が済んでおりませんので、これが済みましたところで本委員会としての審議にはいり、かつその間に本案に関係のある司法委員との連絡審査会をも考慮し、その上で委員会提出法律案として提案することに取運んではいかかがと存じておる次第であります。それで異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 それではさようにいたします。交渉が終り次第委員会を開くことにいたします。

○淺沼委員長 次にまだ五、六事項議長の諮問事項等を御協議願うことがございます。事務総長。

○大池事務総長 第一に請願付託の原則についてありますが、これは議長の方から適當の委員会に付託をする場合のことでござりますが、一應委員会の御意見を承りたいと思ひますのは、各種の請願の付託委員会のことでござります。その請願の中に、たとえて申しますれば木炭の生産者價格引上げという請願がある。こういうのは價格を引上げるという金の方からいへば財政金融の面、木炭の生産者價格ということになる。農林委員会の關係になる。なお教職員の恩給増額に關する請願というのがあります。こういうのは恩給を上げていくという財政面から見ると、財政金融委員會で、教職員は恩給を上げる必要があるかないかということになります。文教委員會、こういうことになりまして、實際の取扱方といたしましては内容的に見てこれを各委員會にやる、この標題面なしに内容からかけると方がよいのではないかと、いろいろあいに考へておられますので、その点とちがいがいいかという大體の御方針を承りたいと思ひます。今六十七、八件出ております中で、そういう今の木炭の價格、それから教職員の恩給引上げ、それから小学校教員の恩給引上げ、農林委員の待遇改善、國庫補助の請願と、いま一つ水利組合の使用電力料金の軽減の請願、こういう内容のがあります。これは財政面だということ

とになるとみな財政にいきませんが、私も事務的に考へますと、内容的にこれは電力の問題であるとして電氣委員會へもつていき、木炭は農林委員會へもつていき、教職員の恩給は文教委員會へもつていく方が適當ではないかと思つておりますが、議長が適當な委員會に付託します際の大體の標準を内容的に見るか、形成的に見るかという意味で御意見を承りたいと思ひます。

〔委員長退席、坪川委員長代理着席〕
○森(三)委員 私は事務総長が御報告になりましたように、やはり形式的でなく、内容的に本質的に見極めて、ただいま事務総長が御説明になつたような取扱いでいいのではないかと、かように考へます。

○坪川委員長代理 ほかにも御発言ありませんか。
○小島委員 ぼくは請願の取扱ひということについて相當考へ直さなければならぬと思ひます。今までは請願をいくらか受理してみたところで、政府を束縛するのではなくて、政府は聽きつばなしでも一向差支えなかつたのでありますが、今後請願を一々院議にかけて可決すると、それは結局政府を束縛することになる。予算を伴うものは、政府はその予算を出さなければならぬことになりまして、今までの請願とは立場が違つてくると思ひますが、その場合に文教委員會にかけて教職員の月給を引上げるという決議をしたならば、ただちに大蔵省はそれによつて束縛されてくる。全然知らぬけれども、上げなければならぬ。そういうことが起きた場合、文教委員會にかけておいて、財政金融委員會に相談もせずやることは、今後非常に危険性を伴うと思ひます。私は請願というものの取扱ひを、根本的に考へ直す必要があるのではないかと考へます。たとえば今の場合、もしも議長がこれを内容的に見て文教委員會にかけるとなつたら、これをかけると同時にこれは予算を伴うから、財政金融委員會と併行して審査しろということがあるものかどうか。

○大池事務総長 それは言えまじやうが、まず請願で金を伴わないものはおそろく一つもない。そうなるなら財政金融なり予算へ行くとことになりまして、ことごとく金を伴うものばかりです。

○小島委員 それはぼくはわかる。ほとんど請願は予算を伴うが、これを従來の考へ方で取扱つておるのではないかと考へる。この点に對して運営委員會あたりから注意をする必要があるのではないかと。うか／＼予算を伴う請願を通してしまつて、政府は知らぬ顔はできないでしやう。

○坪川委員長代理 今の各種の請願に關する取扱ひの問題であります。事務局長から御説明になりましたことと、一應内容を勘案して適當な委員會に付託するということの原則を認めて、その取扱ひに關しましては、連合審査も行われますから、その取扱ひ方法につきましては研究するというところに考へて、一應原則だけは、今、提示になつた方法で請願を付託されることに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○坪川委員長代理 それでは御異議なしと認めます。

○大池事務総長 今一つ私どもの方です。困りますのは、例のヘボン式のローマ

字を復活してもらいたいという請願であります。これは文教と文化といずれになるか、見當がつかまないので、どちらのものであらうかということをおきめ願ひたい。この点をお諮りする次第です。

○森(三)委員 決定さえすればいいことなんですね。われ／＼もわからぬが、文化の方がいいじやないか。

○小島委員 ぼくは文化の方に屬するもので、文教へもつていくべきじやないと思ひます。文化委員會の方へ付託すべきものだと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕
○大池事務総長 それでは次に委員會の付託問題がありますので、何れに付託すべきかについてお諮りしたいのは、労働省設置法案が政府から二十二日に提出されております。労働省の設置法案はどこにもつていくか。それをひとつおきめ願ひたいと思ひます。行政機構というところになつて表面から取扱ひますと決算の方へいくことになり

ます。それから労働問題を取扱う省であるから關係があると言へば労働委員會というところになるわけでありまして、これはいすれ内務省の解体等とともに關係があると思ひますから、どこへもつていつたらいいか。

○森(三)委員 この問題もやはり初めてできる省の問題ですから、相當慎重を期せなければならぬと思ひます。單に形式的から見れば決算委員會に屬しておるのではありませんが、事の性質からいつて行政機構のことが決算委員會にかけられるというのは、まづたかおかしいように考へられる。本來ならば行政機構委員會のごときものがあつて、それにかけるのが適當だと思ひます

が、どこにももつていく所がないからそういうところに入れてあるに違ひないと思ひます。そういう面から言へば、事の本質は労働委員會にかけなければならぬのであつて、本質と形式と両面から見れば、私は現在のところ労働委員會と決算委員會の合同委員會というものを組織して、その委員會にかけることが一番適當でないかと思ひます。單に決算委員會だけでやつてしまふというところになればほんとうに形式的なものになつてしまふじやないかと思ひます。

○小島委員 森君の言うことはわかるけれども、そういうことはできないのです。實際問題として決算委員會なり、あるいは労働委員會に付託して、そのいすれかの委員會が合同審査をするというところに出るならば差支えないけれども、二つの委員會を合同して委員會をつくつてそれに付託するということではできない。

○石田(一)委員 先ほどの請願の問題が形式にとらわれず、内容を考慮して委員會に付託されたという一種の原則的なものをこれにも引用して、やはり内容的に考へて、たとえば労働委員會にこれを付託して、労働委員會がしかるべく決算委員會とやうな運営委員會からの話があらばそれでいいじやないか。

○古川(兼)委員 行政機構の改革という点から言いますと、當然これは決算委員會であるが、前の議題でもお話があつたように、形式よりも内容ということでありまして、すでにこれは行政機構改革のところでも論議すべき性質のものとはほとんど盡くされて、ここに成案が出ております。やはり労働省の今後の内容、その他の点からいつて、今

石田君が発言したように、労働委員会に内容的にもつていくことにきめたらどうか。

○小島委員 ぼくはその説に必ずしも反対したしませんが、労働委員会に労働省をつくることの案件を付託するといふことは、労働委員会の本質じやないと思ふ。内容に従つてという解釈は、先ほどの事務局長の言つた内容云々の言葉をとらえて、内容的に労働委員会に付託すべきものだといふ解釈ができると思ふ。事務局長が言つておつた原則論は、なんぼでも拡大できる。ぼくはそうじやないと思ふ。労働委員会というものは労働に関する法律をやるべきものであつて、行政機構を云々すべきものじやないと思ふ。だからこれは正式の面から言へば、決算委員会に入れるべきじやないかと思ふ。【委員長 席、坪川委員長代理退席】

○石田(一)委員 これは私が非常に含みのある提案をしたのですが、特に決算委員会の委員長はわが国民協同党の竹山君であるにかかわらず、私はこゝに内容的な問題を出してゐる。もし事実私が主張するならば、小島君の方の意見にだまつておつて賛成するものが賢明な方法だが、私は内容的に考えてさういふふうにした方がいいじやないかと思ふ。

○小島委員 私は先ほど断つた通り、ただ自分個人の意見を述べたのですから、私は石田君の説に反対するものじやありません。

○中野(四)委員 参考のために何つておくれ、もし労働省設置の問題が、労働委員会に内容的に付託されるという

ことになれば、内務省の解体なんかの問題はやはり治安の方に付託される結果になりますか。

○小島委員 それが残るからぼくは事務局長のさつきの意見を拡大して解釈するとさういふ間違いが起きてくるぞと言つてゐるが、内務省の解体はまあ治安の委員会にかけたとして構わんじやないかと思ふ。

○中野(四)委員 そういふ特殊な場合においては、行政機構に関する特別委員会といふやうなものをつくつてもいいじやないかと思ふがどうでしょう。

○森(三)委員 私は議長並びに事務局長に伺ひが、私がさつき言つたように決算委員会と労働委員会の両方にかけるということは不可能なものかどうか、もしさういふことができないものであるならば、やはり本質的な労働委員会一本でお進み願ひたいというやうな気があふ。御意見を伺ひたい。

○大池事務局長 最初から一つの議案を両方にもつていくというのではできない。どつちか本筋にもつていつて、こちらと関連性が非常にあるから連合審査をやつてもらいたいという希望はできる。

○森(三)委員 それならばやはり労働委員会に一つ話していただきたいと思ふ。

○小島委員 付託するときに議長からこれはどの委員会と連合審査をしてくれという注文をつけることは、国会法の建前から許されないでしようか。

○大池事務局長 それは言葉で言うことはできるでしようけれども、委員会の審査を制限したり、かくすべしと指図をしてやることは、やはり権限を侵すのでできない。

○吉川(兼)委員 希望を付することはいいのじやないか。

○坪川委員 私はやはり小島君あるいは中野君の意見に賛成ではありませんけれども、将来を予測しまして、必ず起る問題は内務省の解体に関する治安省の設置、あるいは建設省の設置といふやうな問題が出てきた場合には、国土委員会にでもいく、片方は治安委員にもいくといふやうなことが起きてくると思ふのだが、さうするとほんとうの國家全般の行政機構の問題を、國家自体から廣汎に研究する必要が私は非常にあると思ふ。その点の原則をはつきりここでこの委員会の付託に関連しておきめ置き願ひ。その点からいけば、私は少くとも決算委員会に置くといふか、その態度をはつきりしなければいかぬと思ふ。一應決算委員会の所管事項として行政機構に関する國政建設の事項を扱つていく。それをその委員長がだれ／＼の何だとか、あるいはさういふやうな感情がまた関連してくるのではないかと思ふのですが。

○石田(一)委員 これはこの前衆議院規則を議院運営委員会の協議会で審議したときにも、決算委員会へ行政に関する事項を所管事項とするかどうかといふことは多大の疑問があつた。全部がこれは不可だと言つた。けれども、他にもつていくところがない。當分こへ置いておこうといふやうな議論で、後日また国会法が改正される場合には考慮するといふ相當強い希望が付してあつたはずですが、嚴密な議論でいへば、すでに今の決算委員会に行政に関する事項をもつていくこと自体が、根本的に議院運営委員会の意思と違つてゐると私は思ふ。問題はこれを

かえなければならぬと思ふ。

○淺沼委員長 それでは労働省設置に関する法律案は労働委員会に付託して、議院運営委員会としては、決算委員会が行政機構に関する所管事項をもつてゐるから、これで合同審査をしていただければ非常に結構である。こゝに希望を付して議決することに異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○中野(四)委員 内務省解体に関しても、やはりその原則論に従つていきま

○淺沼委員長 自然さういふことになると思ひます。

○吉川(兼)委員 それはまたそのときになつたら……

○中野(四)委員 そういふ便法論は許されなかつた。少くとも労働省設置の問題だけを便法的にさういふ取扱ひをして、内務省解体に関してはそのとき都合でやつたらよいといふやうな性質の問題ではない。であります。がゆえに、労働省設置に關して、さういふ附帯條件をつけて労働委員会に付託するといふのは、内務省解体にあたつても、同じくこれを原則として、これは従つていくことをにきめておいていただきたい。

○坪川委員 大体私も中野君の今の意見の通りに、次の内務省解体に関する設置の問題についても、やはり同じ方

向に行くのじやないかと思ひます。それから、何もまだ出てこないのを今はつきりきめるのもおかしいと思ふ。

○中野(四)委員 當然出てくる問題だ。

○淺沼委員長 それはどうでしようか、今の中野君の提議については、問

題が現実によつたときに議論するといふことにした。

○中野(四)委員 ぼくは便法論に賛成できない。

○小島委員 ぼくは委員長の説に賛成です。ただ問題は、もしも決算委員会から運営委員会に対して開き直つてきたときには、どういふわけで行政機構の問題を労働委員会にもつてきたかといふ説明をよく考へてもらふと、困る問題が起きてくると思ふ。それで異議なし。

○淺沼委員長 それでよろしゅうございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○淺沼委員長 それではさう決定いたします。

○大池事務局長 それから傍聴券の交付でございますが、これは本会議日というものがございせんので、明日開くといふときに前日警務課でお渡しするが、各党の事務局長のところへあるいは取まとめて差上げておくか、それとも一應火木土の分を予定しておいて差上げ、もし火木土以外に必要があれば、今申したように事務局長のお手となり、あるいは警務課の方より御都合のいいように相談して差上げておいた方がいいか、どちらにいたしました

うか。

○淺沼委員長 本会議の問題はちよつとあとにまわします。

○大池事務局長 それからもう一つ御了承願ひたいことは、衛視の服装が従来の服制と変りまして、明日から新しいのを着せます。盛夏にはネクタイを用いなくて開襟シャツを用いますので、御了承願ひます。

もう一つ廊下で喫煙をされておる方

が大部分あるように思いますが、歩きながら吸つておられる方、あるいは廊下で立つて吸つておられる方があり、吸がらをじゆうたんのことでありますので、火災等の危険もございまして、廊下の喫煙は、設備のある場所以外はおやめを願いたいという事を警務課の方で申しておりますから、お願いしたいと思います。

それからもう一点は正門通行の件であります。これは最初の交渉会の際には従来通り正門は議員だけが通行でき、その他の者はほかの門ということになつて、こちらの方は従来通りの取扱ひをいたしております。議員並びに事務局の参事職掌をもつておられる者だけがいはれて、その他の者ははいれぬという建前になつており、私の方は厳格にそれを取扱つておりました。しかし参議院の方は、原則はそういうことになつておるが、誰でも入れるような取扱ひをしておりまして、右の参議院の門から入れれば誰でも入れる。ちよつと間違つて左の門から入ると通してくれぬということで、参議院は非常に民主的であるが、衆議院は封建的だといふ誤解がしばしばあり、私どもの方にもそういう話が来ております。従つて交渉会で一旦決定してそれでよろしい

といふことになれば私の方はさういふふうに取り扱います。一步譲つてみまうと、正門のところくらいは徽章のあるものだけは通つてもよいではないか。いよく議事堂の中に入つて来る場合には、正玄関を通行する方々だけで押えればよい。あの門の通行を止めると一まわりぐるつとまわらなければなら

ず、それもまわればよいが、警官でも見ていないとちよつと垣を越えてくる。結局あそこを入れないということがあるのかいをまたぐといふことを強要するようになる。それはおもしろくないから、徽章をもつておられる方だけは正門を入つてよいという取扱ひにお願いしたらどうかと思ひます。

○吉川(兼)委員 それに関連すること、かねてから発言したいと思つていたが、今の正門のところは事務総長の御発言の通りきめられて結構です。同時に正玄関の方も議員の事務補助員がカバンや何かもつて同行してくる。自動車などの場合一旦そこに降りて、共に入りたいたいにもかかわらず、これが遠くをまわつたりしておると非常に連絡のまづい場合がある。ですからもしできれば事務補助員は議員が帶同した場合には通行自由ということにしてみたい。實際上これは非常に不便ですから……

○大池事務総長 それは結構だと思ひます。

○淺沼委員長 他に御意見はありますか——なければ今の了承事項中傍聴人に関する件、衛視服装に関する件、廊下における喫煙禁止に関する件、正門通行に関する件、これに同意することとに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○淺沼委員長 それではさう決定いたします。そのうち了承事項として傍聴券についてであります。本会議日を一體火・木・土と決めて発行することがいかがであらうかといふことあります。これはやはり本会議日を決めておいた方がよいと思ひます。今のようになつてと本会議が開かれるといふことがわからず、また議事運営の上で非常にまづいような結果になるのではないかと思ひます。大体火・木・土なら火・木・土、それで議案がなければ自然休会になるということにして、従前通り本会議を火・木・土と定めることはいかがでしようか。

○吉川(兼)委員 本会議日をきめることは賛成ですが、従来のように、一週三回といふことはどうかと思ひます。それから前の議案と違つて、常任委員会の活動が盛んになつてきましたから、自然本会議を開くのは以前に比べてと少くなるのじやないか。それで週二回にしたらどうか、さうして必要に応じて殖やしていく。

○林(百)委員 一應三回にしておいて、ときには今委員長の言われるように、自然休会という形にすればよいと思ひます。

○大池事務総長 本会議日ということをはきめるのはおかしい。予想がでないから、傍聴券を、ただいま言うようになめんなことをごくうだけに、一應それだけ渡しておくというだけで、火・木・土でやるという仕組みはよいと思ひますが、本会議日というものを院議できめるとか、きめないとかいうようなことは、これがしつちやうなことで、いかにも不勉強のやうに聞えて世間では誤解する。

○吉川(兼)委員 私はやはり今の事務当局の御説明のやうに從來三回ときめて實際に開けないことがある。さうするといかにも不勉強のやうで、ありませう。傍聴券の問題でも非常に不経済であります。

○淺沼委員長 速記をやめて懇談します。

【速記中止】

○淺沼委員長 それではどうでしようか。今言つたやうに、大体において本会議日を火・木・土にきめることに異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○淺沼委員長 傍聴券はそれによつて作成してよろう。院議に諮らずに、各党で了承事項としてやつたらどうですか。また緊急やむを得ざる場合においては、議長の手もとにおいて本会議を開くことは原則ですから……

○大池事務総長 それから健全財政、健全金融に関する決議案、救國貯蓄運動に関する決議案、六・三制完全実施に関する決議案、農業技術員設置費國庫補助増額に関する決議案、この四つの決議案が提出されております。そのうちの健全財政、健全金融と救國貯蓄の方は委員会を省略してもらいたいという要求があるやうでござい

ますが、その他の二つは、特にさういふ要求がないので、六・三制完全実施の方は今の文教の方へ付託をする。農業技術員の方は農林委員会の方へ付託をする。さういふ取扱ひでよろしいと思ひます。

○石田(一)委員 これは私の間から考へてゐるのですが、一方において各派の共同提案という形で健全財政の決議案が満場一致で決定して、一方において六・三制を絶対に完全実施しろといふ決議案がこれまた決定されるといふことになる、全然相反した二つの意思表示を議會がすることになるのじやないかといふふら私は錯覺に陥るのです。

○大池事務総長 委員会に付託されま

すから、委員会の方で十分審議されることになるだらうと思ひます。

○石田(一)委員 それはそれの委員會においては、その委員會の職責として六・三制は完全に実施するといふやうな議論が出ると思ひます。一方においては今度は財政金融の方では絶対に財政を緊縮するといふやうなことになると思ひます。

○小島委員 石田君の言ひ通りなんです。先ほどの諸君と同じ意味で、決議で予算を伴うのはよほど慎重にしなければならぬ。しかしこれは委員会において、適當か不適當か訂正するわけですから、それは構はないと思ひます。ただ委員会がどう動くかといふ問題です。

○吉川(兼)委員 私も大体石田君の發言に賛成です。健全財政、健全金融などといふことをわざ／＼院議にかけて決議する必要があるかどうかといふことを多少疑問に思つております。

六・三制につきましても、院議でさういふ決議をするにしても、先に委員會で十分に議論すべきことと思ひます。委員會でいくつでも議論されますから、相當議論された後に決議案を必要とするならば、そのときでもよい。先に決議案を出して決議をしなくても、これは委員會で當然議論されますから、院議によつて決議するといふことは、相當重要に考へて、從來の議會のおさなりといふか、決議をもつてあそんだやうな傾向が多少でもあつてはならぬと思ひます。小島さんの諸君に対する議論と同じやうに、こゝいふものをわざ／＼本會議にかけて決議する必要があるのじやないかと思ひます。

○小島委員 ところで問題は、六・三制は委員会にまわされることになる。

だから先に本会議にかけろことはない。だからどうするかという……
○吉川(兼)委員 最初委員会にかけ、どういふ取扱をするかというのを議論する。その方が先じゃないか。

○林(百)委員 これは委員会に付託すべきだ。議院運営委員会としてその決議案を受理するか受理しないかということと討議する権限はない、と思います。

○淺沼委員 どうでしょう、これは提案者の所望の人もおられると思いますが、六・三制完全実施に關する決議案は委員会の審査を省略して本会議で議決するという要求がないのですから、従つてこの案件は文教委員会に付託すべきであるということと議長において取計らいをすればいいという意見と、それと同様に解釈して、農業会農業技術員設備費國庫補助増額に關する決議案は、國民協同党のそのいふようにな了解の下に農林委員会に付託するように議長において取計らうということに御異議ありませんか。

○淺沼委員 長 さう決定いたしました。それから健全財政、健全金融に關する決議案、救國貯蓄運動に關する決議案、これは共同提案として提案することに御異議ありませんか。

○林(百)委員 これは連立委員会であるわけにいかぬ。各党に帰つて審議しなければならぬ。

○小島委員 しかし、健全財政の要望ということは、各党とも異議のないところだ、早く急ぐ問題でもあるし……

○淺沼委員 各派交渉会の議を経て共同提案を出すというにきまつて、ただ時期及び方法についてまだ決定しない現状であつたわけですが、またまたそれが決議案として出てくるからこゝに取扱ひ方が協議になつたわけですが、これは取扱ひとしては健全財政、健全金融に關する決議案、救國貯蓄運動に關する決議案、救國貯蓄運動に關する決議案は各派交渉会に一任するといふ決定に御異議ありませんか。

○小島委員 どうですか、このまま連立委員会で認めたら……

○林(百)委員 二應委員会に付託して本会議にかけろといふ手續をとるべきだ。

○森(三)委員 一應各派交渉会で各党とも賛成したのだから、委員会は省略して……

○石田(一)委員 この問題は救國貯蓄の件に關しても、健全財政を堅持することに關しても、これを決議することは、おそらく兩院において誰一人としてそれに反対する者があつて得るはずはない。それをきつて、今決議案によつて決定しようといふところに、私は何らか政治的のセスチアがあるのではないか。もし全院一致の決議によつてやられたそのものの範圍から一歩も政府が出ることができないといふことになつたら、各常任委員会において、これから予算を伴う問題をやつていこうとするときに、一歩もその決議案より出ることではないといふことになりはしないか。そこで相当内容を検討する必要があるのではないかと思ふ。

○坪川委員 今、石田君は政治的といふことで議論されたが、そういうことになる、あなたの方から出されておる事業協同組合の件もやはり政治的な問題と考えられても仕方がなくなる。

○石田(一)委員 だから農業技術員の問題でも常任委員会に付託するようにしてもらいたいと言ふのだ。

○小島委員 しかし、健全財政を要求するといふことは、健全財政の内容の形に非常な關係がある。たとえばこの間の予算委員長の鈴木君が言つたように、赤字を出したところで生産的な金を出すのなら赤字でも健全財政だと言ひ得るし、あるいはまた前の内閣のうちに、プラスマイナス、ゼロであれば健全財政であるといふ考え方もあるが、健全財政であるか否かといふことは、常識の問題であつて、それが政治的に一つの意味があるかないかといふことは、別に財政當局も考えることであらうし、それは誰も常識なんだから、ここに一々むづかし言わなくても、このままで審査委員会にかけないで直接やつていくことに了解してもらいたいと思ふのです。

○林(百)委員 今の小島さんの意見はわかるが、ただ先ほど石田さんも言われたように、そういう決議をしておきなから、その後また議院の決議としてたとえば六・三制完全実施の決議とか、あるいは農業会の技術員に対する俸給増額の決議というようなことをしたのでは意味をなさない。國會としていろいろの意思がそこに乱れてきて意味をなさないから、よほど慎重に決定してもらわなければならぬ。

○小島委員 しかし國民がすべて貯蓄しなければならぬといふことは、すでにこの前の議會でも決議しておる。これは、各派交渉会に移しておけばよいではないか。

○淺沼委員 この取扱ひに各派の交渉会に一任することに異議ありませんか。

○吉川(兼)委員 今議員の方からの要求として、消費組合をつくつてもらいたいといふ議が出ておるが、これはこの委員会でもやるよりも福利委員会で相談した方がよいと思ふから、この際福利委員会を急速に決定するよう委員長から各派に諮つてもらいたいと思ふ。

○淺沼委員 今この前委員は四名にすといふことであつたが……

○吉川(兼)委員 各派から出すことにしてはどうか。

○淺沼委員 それでは七名の委員を至急に届けていただく。

○森(三)委員 諸願書並に陳情書の取扱ひ方について、參議院は早く印刷して配つてゐるようであるから、本院においてもできるだけ早く配付していただくよう御配慮願ひたい。

○大池事務局長 方針がきまればすぐお送りします。

○淺沼委員 それではこの會はこれで閉じます。

午後四時三十八分散會

議院事務局

印刷者 印刷局

(八八)